

生徒心得について

身だしなみやスマートフォンの規定は生徒たちの意見を反映し決めたものである。本校の教育目標および各自の目標を達成するため、以下の生徒心得に基づいて学校生活を送り、また個性の伸張を図り、社会に貢献できる人材となるよう心がけるものとする。

1 登校・下校

- (1) 8時35分までに校門を通過し、8時40分には教室で着席していること。
- (2) 下校時刻は16時45分とする。部活動をする生徒は下校時刻を延長することがある。
- (3) 最終下校時刻
 - ア 4月～9月 19時00分（部活動：18時30分）
 - イ 10月～3月 18時30分（部活動：18時00分）
- (4) 自転車通学者は「自転車通学許可願」を提出し、許可を受けステッカーを貼付すること。
 - ア 通学距離等の制限はない。
 - イ 自転車利用者は自分専用の雨合羽を常時携帯し、雨天時には必ず着用すること。
 - ウ 全国高P連損害賠償責任補償制度に全員加入する。

2 欠席・遅刻・早退等

- (1) 欠席・遅刻等の場合は8時20分までに保護者から「きずなメール」で連絡をすること。
- (2) 遅刻した生徒は、職員室で入室許可証を受け取り、教室に入室すること。
- (3) 早退する生徒は、早退許可証を受け取り速やかに帰宅し、帰着連絡をすること。
- (4) 事前に知らせる事ができる欠席・遅刻・早退は保護者を通じて担任へ連絡すること。
- (5) 忌引きに関しては、以下のとおりとする。
 - ア 父母死亡の場合7日間
 - イ 同居の父母以外の親族死亡の場合3日間
 - ウ その他別居の祖父母・兄弟姉妹・叔父・叔母など3親等内の親族死亡の場合1日

3 交通安全

- (1) 学校周辺の道路は道幅が狭く交通量も多いため、特に朝は余裕を持って登校し、安全には十分留意すること。
- (2) 道路交通法に則した自転車の乗車ルール・マナーについて、厳守すること。
- (3) 「四ない運動」の観点から自動車やオートバイの運転免許の取得は認めない。ただし、就

職内定者については、別途指示をする。

(4) 雨天時は安全面、衛生面を考慮し雨合羽の着用を徹底すること。

4 身だしなみ

(1) 服装など

ア 制服

本校指定の制服（詰襟学生服・セーラー服）を正しく着用する。

衣替え調整期間は設定しない。各自、気候や体調に合わせて制服を選ぶこと。

セーラー服の上に着用するカーディガンは本校指定のものとする。

イ 防寒具（冬期）

コート類は制服の上に着用することを目的とし、機能性や視認性に優れたものを認める。

ウ 通学用靴

運動靴やスニーカー、革靴とする。サンダルやスリッパは認めない。

エ インナー

黒・紺・白・グレー・ベージュなど、柄が透けないものとする。

オ 靴下

華美でないものとし、身体にフィットしたものを着用する。

カ 上履き

スリッパおよび体育館シューズは本校指定のものを着用する。

キ 通学用カバン

教科書類が十分に入り、機能的なものでよい。

(2) 頭髪など

ア 頭髪

(ア) 常識の範囲内で清潔に整えること。

(イ) パーマ、染色、脱色等の加工は認めない。

(ウ) 長さやツブロックは問わないが、奇抜な髪型は避ける。

イ 装飾品等

ピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクト・ブレスレット等、装飾品は身につけない。

ファンデーション・つけまつげ・アイライン・マスカラ等、化粧は認めない。

(3) その他

気候の変化や行事などで異装を認める場合は、別途指示をする。

怪我等により制服以外で登校する場合は、異装届により許可を受けること。

頭髪の規定に違反した場合は、指導の対象とする。

規定に違反して登校した場合は、当該品を一定期間、学校で預かることもある。

(4) フォーマルデイ ～各種式典・来客のある行事等でのドレスコードを定める～

ア 季節に合った制服を着用する。

イ 靴下は黒・紺・白・グレーの単色とし、足首が隠れる長さのものとする。

ウ 髪留めは黒・紺・茶とし、装飾のないものとする。

エ インナーは白やベージュ等の色を基調とし、柄が透けないものとする。

5 スマートフォン等

スマートフォン等の校内での使用を以下のように認める。

(1) 始業前、終業後、昼放課、および授業中で使用許可があった場合

※授業間の10分放課は認めていない。

(2) 保護者及び生徒本人の責任において適切に管理し、上記以外での使用や校内でのゲーム、SNS等の利用のための使用は認めない。

(3) 使用規定に違反した場合はスマートフォン等を一時預かり、本人に返却する。場合によっては保護者に来校していただき、返却する。

(4) 廊下等での使用や歩きスマホをしないこと。また授業中に音が鳴らないように配慮すること。

(5) マナーを守り、情報モラル等についてしっかりと意識をした行動をとること。

6 アルバイトについて

(1) アルバイトは、原則として認めない。

(2) アルバイトをする必要がある場合は、学校へ届け出ることとする。

7 特別指導

以下の場合には、特別に指導を行う。

(1) 他人に危害を与えるような、又は、命に関わるような違法行為や校則違反

(傷害、暴力、自動車・オートバイに関わる違法行為、万引き・窃盗等)

(2) 触法行為、社会道徳上許されない行為

(飲酒・喫煙、性非行、高校生の入場が禁止されている施設、不適切なSNSの使用等)

(3) 学校の秩序を乱す校則違反や本校の生徒として不適切な言動

(無断アルバイト、無断免許取得、考査や提出物での不正行為、暴言、無断欠席 等)

8 諸届

以下のような場合は、所定の手続きにより届け出ること。(担任または顧問→指導部→校長)

(1) 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の申請をする場合

また、以下のような場合はすみやかに届け出ること。

(1) 校内のガラス・施設・用具など公共物を破損した場合

(2) 金銭・物品の盗難にあった場合

(3) 遺失物・拾得物のあった場合

(4) 生徒指導個票の記載事項に変更が生じた場合

(5) 交通事故にあった場合

(6) 不審者の被害にあった場合

9 その他

(1) 本校では「いじめは絶対にさせない」という立場から、生徒全員が快適に学校生活を送れるよう、学期毎にいじめアンケートを実施しています。

(2) 生活や家族・友人に係わる様々な悩み事がいつでも相談できるよう、教育相談室が設置されています。相談者のプライバシーを尊重し秘密は厳守します。

10 校則の見直しの手続き

(1) 生徒会は、校則の変更(追加、改正または廃止)について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。

(2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、校務委員会、職員会議でその内容を議論する。

(3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や校務委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。